

兵庫県公報

平成22年1月8日 金曜日 第2147号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| | ページ |
|---------------------------------|-----|
| 告 示 | |
| ○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課） | 1 |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 2 |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 2 |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 9 |
| ○ 同 上（同） | 11 |
| ○ 同 上（同） | 17 |
| ○ 同 上（同） | 25 |
| ○ 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（都市計画課） | 30 |
| ○ 同 上（同） | 37 |
| 公 告 | |
| ○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課） | 40 |
| ○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同） | 41 |
| ○ ひょうご県民ボランティア活動賞表彰（同） | 41 |
| ○ 私立専修学校の廃止認可（教育課） | 45 |
| ○ 同 上（同） | 45 |
| ○ 同 上（同） | 45 |
| 企業庁公告 | |
| ○ 入札公告（猪名川広域水道事務所） | 45 |
| ○ 同 上（北摂広域水道事務所） | 48 |
| ○ 同 上（東播磨利水事務所） | 51 |
| ○ 同 上（同） | 55 |
| 病院局公告 | |
| ○ 入札公告 | 58 |

告 示

兵庫県告示第13号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、たつの市及び揖保郡の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内
社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

| 検査実施区域 | 検査実施期日 | 検査実施場所 |
|--------|--------|--------|
| | | |

| | | |
|------|--|--|
| たつの市 | 平成22年4月13日(火)から同年6月10日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日 | 検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所 |
| 揖保郡 | 平成22年6月15日(火)から同月18日(金)までの期間で別に通知する期日 | |



兵庫県告示第14号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

照来土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事 | 坂 出 和 夫 | 美方郡新温泉町桐岡106番地 |
| 同 | 森 川 正 | 同 郡同 町桐岡181番地 |
| 同 | 坂 出 康 雄 | 同 郡同 町桐岡63番地 |
| 同 | 田 渕 伸 夫 | 同 郡同 町丹土144番地 |
| 同 | 中 井 祥 三 | 同 郡同 町丹土984番地 |
| 同 | 坂 本 明 | 同 郡同 町丹土639番地 |
| 同 | 岡 田 茂 | 同 郡同 町丹土656番地 |
| 同 | 村 尾 高 司 | 同 郡同 町飯野988番地 |
| 同 | 倉 田 和 孝 | 同 郡同 町切畑209番地 |
| 同 | 幸 賀 毅 | 同 郡同 町切畑232番地 |
| 同 | 西 岡 茂 | 同 郡同 町多子521番地の2 |
| 監 事 | 倉 田 孝 幸 | 同 郡同 町切畑514番地 |
| 同 | 岡 田 浩 治 | 同 郡同 町丹土252番地 |
| 同 | 赤 坂 與志夫 | 同 郡同 町桐岡386番地の1 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|----------------|
| 理 事 | 坂 本 明 | 美方郡新温泉町丹土639番地 |
| 同 | 岡 田 茂 | 同 郡同 町丹土656番地 |
| 同 | 中 井 雄 次 | 同 郡同 町丹土587番地 |
| 同 | 中 井 祥 三 | 同 郡同 町丹土984番地 |
| 同 | 村 尾 高 司 | 同 郡同 町飯野988番地 |
| 同 | 坂 出 康 雄 | 同 郡同 町桐岡63番地 |
| 同 | 赤 坂 典 明 | 同 郡同 町桐岡52番地 |
| 同 | 倉 田 憲 一 | 同 郡同 町切畑202番地 |
| 同 | 幸 賀 毅 | 同 郡同 町切畑232番地 |
| 同 | 岸 根 利 幸 | 同 郡同 町多子490番地 |
| 監 事 | 倉 田 孝 幸 | 同 郡同 町切畑514番地 |
| 同 | 岡 田 浩 治 | 同 郡同 町丹土252番地 |



兵庫県告示第15号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長職務代理者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点の復旧測量）
- 2 作業期間
平成21年12月10日から平成22年1月31日まで
- 3 作業地域
西宮市仁川町3丁目



兵庫県告示第16号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長職務代理者から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（街区多角点の復旧測量）
- (2) 作業期間
平成21年7月9日から同年11月30日まで
- (3) 作業地域
西宮市甲子園三保町
- 2 (1) 作業種類
公共測量（街区多角点の復旧測量）
- (2) 作業期間
平成21年8月17日から同年12月10日まで
- (3) 作業地域
西宮市段上町2丁目ほか
- 3 (1) 作業種類
公共測量（街区多角点の復旧測量）
- (2) 作業期間
平成21年9月14日から同年12月10日まで
- (3) 作業地域
西宮市段上町4丁目



兵庫県告示第17号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点移設）
- 2 作業期間
平成21年10月21日から同年12月7日まで
- 3 作業地域
加古川市神野町地域



兵庫県告示第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------------|-------------------|---------------------|
| 長谷川原 I (127010001) | 淡路市生穂 (別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野小井 I (127010002) | 淡路市佐野 (別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 神原(2) I (127010003) | 淡路市佐野 (別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 神原(1) I (127010004) | 淡路市佐野 (別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 神原(3) I (127010005) | 淡路市佐野 (別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生穂段 I (127010006) | 淡路市生穂 (別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 西山 I (127010007) | 淡路市生穂 (別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 覗 I (127010008) | 淡路市大谷 (別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 王子 I (127010009) | 淡路市王子 (別図9のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 田井 I (127010010) | 淡路市志筑 (別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中田北側 I (127010011) | 淡路市中田 (別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 明神 I (127010012) | 淡路市志筑 (別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 在 I (127010013) | 淡路市志筑 (別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 網代 I (127010014) | 淡路市塩尾 (別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 網代(2) I (127010015) | 淡路市塩尾 (別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 南 I (127010016) | 淡路市塩尾 (別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大町上(1) I (127010017) | 淡路市大町上 (別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大町上(2) I (127010018) | 淡路市木曾下 (別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 木曾下 I (127010019) | 淡路市木曾下 (別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 石神 I (127010020) | 淡路市志筑 (別図20のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 興隆寺(1) II (127010021) | 淡路市興隆寺 (別図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|-------------------------|------------------|---------|
| 興隆寺(2)Ⅱ (127010022) | 淡路市興隆寺(別図22のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 興隆寺(3)Ⅱ (127010023) | 淡路市興隆寺(別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 長沢西上(1)Ⅱ (127010024) | 淡路市長澤(別図24のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 長沢西上(2)Ⅱ (127010025) | 淡路市長澤(別図25のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 長沢西上(3)Ⅱ (127010026) | 淡路市長澤(別図26のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野田尾北(1)Ⅱ (127010027) | 淡路市長澤(別図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野田尾北(2)Ⅱ (127010028) | 淡路市長澤(別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 東山寺(1)Ⅱ (127010029) | 淡路市長澤(別図29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 東山寺(2)Ⅱ (127010030) | 淡路市長澤(別図30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 長谷川原Ⅱ (127010031) | 淡路市生穂(別図31のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野小井(1)Ⅱ (127010032) | 淡路市佐野(別図32のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野小井(2)Ⅱ (127010033) | 淡路市佐野(別図33のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野小井(3)Ⅱ (127010034) | 淡路市佐野(別図34のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野小井(4)Ⅱ (127010035) | 淡路市佐野(別図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 柏原(1)Ⅱ (127010036) | 淡路市佐野(別図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 柏原(2)Ⅱ (127010037) | 淡路市佐野(別図37のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 柏原(3)Ⅱ (127010038) | 淡路市佐野(別図38のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 神原(3)Ⅱ (127010039) | 淡路市佐野(別図39のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 神原(1)Ⅱ (127010040) | 淡路市佐野(別図40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 神原(2)Ⅱ (127010041) | 淡路市佐野(別図41のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 梅里Ⅱ (127010042) | 淡路市佐野(別図42のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 神ノ内(1)Ⅱ (127010043) | 淡路市佐野(別図43のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|-------------------------|-------------------|---------|
| 神ノ内(2)Ⅱ (127010044) | 淡路市佐野 (別図44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 畦ヶ内Ⅱ (127010045) | 淡路市佐野 (別図45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 本村上Ⅱ (127010046) | 淡路市野田尾 (別図46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生穂林Ⅱ (127010047) | 淡路市生穂 (別図47のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 雨乞Ⅱ (127010048) | 淡路市生穂 (別図48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 上高寺(1)Ⅱ (127010049) | 淡路市生穂 (別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 上高寺(2)Ⅱ (127010050) | 淡路市生穂 (別図50のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大谷西山(1)Ⅱ (127010051) | 淡路市大谷 (別図51のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大谷西山(2)Ⅱ (127010052) | 淡路市大谷 (別図52のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大谷西山(3)Ⅱ (127010053) | 淡路市大谷 (別図53のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大谷高部Ⅱ (127010054) | 淡路市大谷 (別図54のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 王子(1)Ⅱ (127010055) | 淡路市王子 (別図55のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 池ノ内Ⅱ (127010056) | 淡路市池ノ内 (別図56のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 王子(2)Ⅱ (127010057) | 淡路市王子 (別図57のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 田井Ⅱ (127010058) | 淡路市志筑 (別図58のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大円道Ⅱ (127010059) | 淡路市中田 (別図59のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中田佐古(1)Ⅱ (127010060) | 淡路市中田 (別図60のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中田佐古(2)Ⅱ (127010061) | 淡路市中田 (別図61のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中田佐古(3)Ⅱ (127010062) | 淡路市中田 (別図62のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 網代Ⅱ (127010063) | 淡路市塩尾 (別図63のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩尾在Ⅱ (127010064) | 淡路市塩尾 (別図64のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 下司(1)Ⅱ (127010065) | 淡路市下司 (別図65のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|------------------------|------------------|---------|
| 下司(2)Ⅱ (127010066) | 淡路市下司(別図66のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 下司(3)Ⅱ (127010067) | 淡路市下司(別図67のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 下司(4)Ⅱ (127010068) | 淡路市下司(別図68のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 里(1)Ⅱ (127010069) | 淡路市里(別図69のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 里(2)Ⅱ (127010070) | 淡路市里(別図70のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 里(3)Ⅱ (127010071) | 淡路市里(別図71のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 下司(5)Ⅱ (127010072) | 淡路市下司(別図72のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 下司(6)Ⅱ (127010073) | 淡路市下司(別図73のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 木曾上(1)Ⅱ (127010074) | 淡路市木曾上(別図74のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 木曾上(2)Ⅱ (127010075) | 淡路市木曾上(別図75のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大町畑(1)Ⅱ (127010076) | 淡路市大町畑(別図76のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大町下(1)Ⅱ (127010077) | 淡路市大町下(別図77のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大町下(2)Ⅱ (127010078) | 淡路市大町下(別図78のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大町下(3)Ⅱ (127010079) | 淡路市大町下(別図79のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大町下(4)Ⅱ (127010080) | 淡路市大町下(別図80のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大町畑(2)Ⅱ (127010081) | 淡路市大町畑(別図81のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大町上(1)Ⅱ (127010082) | 淡路市大町上(別図82のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大町上(2)Ⅱ (127010083) | 淡路市大町上(別図83のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大町上(3)Ⅱ (127010084) | 淡路市木曾下(別図84のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大町上(4)Ⅱ (127010085) | 淡路市大町上(別図85のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 木曾下Ⅱ (127010086) | 淡路市木曾下(別図86のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 木曾上(3)Ⅱ (127010087) | 淡路市木曾上(別図87のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|-------------------------|-------------------|---------|
| 木曾上畑(1)Ⅱ (127010088) | 淡路市木曾上畑(別図88のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 木曾上畑(2)Ⅱ (127010089) | 淡路市木曾上畑(別図89のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 長沢南(1)Ⅲ (127010090) | 淡路市長澤(別図90のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 長沢南(2)Ⅲ (1207010091) | 淡路市長澤(別図91のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐野小井Ⅲ (127010092) | 淡路市佐野(別図92のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 神原(1)Ⅲ (127010093) | 淡路市佐野(別図93のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 神原(2)Ⅲ (127010094) | 淡路市佐野(別図94のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 神原(3)Ⅲ (127010095) | 淡路市佐野(別図95のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 神原(4)Ⅲ (127010096) | 淡路市佐野(別図96のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 本村下Ⅲ (127010097) | 淡路市野田尾(別図97のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 小井西谷Ⅰ (227010001) | 淡路市佐野(別図98のとおり) | 土石流 |
| 老松川Ⅰ (227010002) | 淡路市佐野(別図99のとおり) | 土石流 |
| 円城寺川Ⅰ (227010003) | 淡路市佐野(別図100のとおり) | 土石流 |
| 東雲川Ⅰ (227010004) | 淡路市佐野(別図101のとおり) | 土石流 |
| 野田尾川Ⅰ (227010005) | 淡路市野田尾(別図102のとおり) | 土石流 |
| 野田尾南谷Ⅰ (227010006) | 淡路市野田尾(別図103のとおり) | 土石流 |
| 住吉谷Ⅰ (227010007) | 淡路市塩尾(別図104のとおり) | 土石流 |
| 下下司Ⅰ (227010008) | 淡路市下司(別図105のとおり) | 土石流 |
| 境谷川左支Ⅱ (227010009) | 淡路市佐野(別図106のとおり) | 土石流 |
| 小井谷Ⅱ (227010010) | 淡路市佐野(別図107のとおり) | 土石流 |
| 柴生川Ⅱ (227010011) | 淡路市佐野(別図108のとおり) | 土石流 |
| 興隆寺西谷Ⅱ (227010012) | 淡路市興隆寺(別図109のとおり) | 土石流 |
| | | |

| | | |
|--------------------------|-------------------|-----|
| 興隆寺北谷Ⅱ (227010013) | 淡路市興隆寺（別図110のとおり） | 土石流 |
| 興隆寺中谷(2)Ⅱ (227010014) | 淡路市興隆寺（別図111のとおり） | 土石流 |
| 隅田谷Ⅱ (227010015) | 淡路市興隆寺（別図112のとおり） | 土石流 |
| 谷の川Ⅱ (227010016) | 淡路市興隆寺（別図113のとおり） | 土石流 |
| 興隆寺南谷Ⅱ (227010017) | 淡路市興隆寺（別図114のとおり） | 土石流 |
| 佐野川Ⅱ (227010018) | 淡路市佐野（別図115のとおり） | 土石流 |
| 清水池谷Ⅱ (227010019) | 淡路市佐野（別図116のとおり） | 土石流 |
| 八幡田池東Ⅱ (227010020) | 淡路市佐野（別図117のとおり） | 土石流 |
| 小田池東谷Ⅱ (227010021) | 淡路市佐野（別図118のとおり） | 土石流 |
| 野田尾北谷Ⅱ (227010022) | 淡路市野田尾（別図119のとおり） | 土石流 |
| 東林坊Ⅱ (227010023) | 淡路市野田尾（別図120のとおり） | 土石流 |
| 雨乞谷Ⅱ (227010024) | 淡路市生穂（別図121のとおり） | 土石流 |
| 西ノ谷Ⅱ (227010025) | 淡路市野田尾（別図122のとおり） | 土石流 |
| 東山寺西谷Ⅱ (227010026) | 淡路市長澤（別図123のとおり） | 土石流 |
| 東山寺東谷Ⅱ (227010027) | 淡路市長澤（別図124のとおり） | 土石流 |
| 笠川Ⅱ (227010028) | 淡路市王子（別図125のとおり） | 土石流 |
| 高山池Ⅱ (227010029) | 淡路市中田（別図126のとおり） | 土石流 |
| 堂道池川Ⅱ (227010030) | 淡路市大町下（別図127のとおり） | 土石流 |

（別図 1 から127までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第19号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----|-----------|---------------------|
| | | |

| | | |
|-------------------------|------------------|---------|
| 龍松 I (127020001) | 淡路市岩屋 (別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩屋長浜 I (127020002) | 淡路市岩屋 (別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 長浜 I (127020003) | 淡路市岩屋 (別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 片浜(1) I (127020004) | 淡路市岩屋 (別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 砂連尾 I (127020005) | 淡路市岩屋 (別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 片浜(2) I (127020006) | 淡路市岩屋 (別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩屋 I (127020007) | 淡路市岩屋 (別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 茶間 I (127020008) | 淡路市岩屋 (別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 橋本 I (127020009) | 淡路市岩屋 (別図9のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 茶間(2) I (127020010) | 淡路市岩屋 (別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 茶間(5) I (127020011) | 淡路市岩屋 (別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 茶間(3) I (127020012) | 淡路市岩屋 (別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 茶間(4) I (127020013) | 淡路市岩屋 (別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 東ノ町 I (127020014) | 淡路市岩屋 (別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 田ノ代 I (127020015) | 淡路市岩屋 (別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 田ノ代(2) I (127020016) | 淡路市岩屋 (別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 田ノ代(3) I (127020017) | 淡路市岩屋 (別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 鵜崎(3) I (127020018) | 淡路市岩屋 (別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 鵜崎(2) I (127020019) | 淡路市岩屋 (別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 鵜崎(1) I (127020020) | 淡路市岩屋 (別図20のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 片浜 I (127020021) | 淡路市岩屋 (別図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 松帆 II (127020022) | 淡路市岩屋 (別図22のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|-----------------------|------------------|---------|
| 片浜Ⅱ (127020023) | 淡路市岩屋（別図23のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 茶間Ⅱ (127020024) | 淡路市岩屋（別図24のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 鶴崎(1)Ⅱ (127020025) | 淡路市岩屋（別図25のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 鶴崎(2)Ⅱ (127020026) | 淡路市岩屋（別図26のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 鶴崎(3)Ⅱ (127020027) | 淡路市岩屋（別図27のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 別所(1)Ⅱ (127020028) | 淡路市南鶴崎（別図28のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 別所(2)Ⅱ (127020029) | 淡路市南鶴崎（別図29のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 開鏡Ⅱ (127020030) | 淡路市岩屋（別図30のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 鶴崎Ⅲ (127020031) | 淡路市南鶴崎（別図31のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 別所(2)Ⅲ (127020032) | 淡路市南鶴崎（別図32のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 楠本(1)Ⅲ (127020033) | 淡路市南鶴崎（別図33のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 楠本(2)Ⅲ (127020034) | 淡路市南鶴崎（別図34のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 大谷川Ⅰ (227020001) | 淡路市岩屋（別図35のとおり） | 土石流 |
| 松帆川Ⅰ (227020002) | 淡路市岩屋（別図36のとおり） | 土石流 |
| 藤八川Ⅰ (227020003) | 淡路市岩屋（別図37のとおり） | 土石流 |
| 茶間谷Ⅰ (227020004) | 淡路市岩屋（別図38のとおり） | 土石流 |
| 茶間Ⅰ (227020005) | 淡路市岩屋（別図39のとおり） | 土石流 |

（別図 1 から39までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第20号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年 1 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----|-----------|---------------------|
| | | |

| | | |
|----------------------------|--------------------|---------|
| 野島江崎(1) I (127030001) | 淡路市野島江崎 (別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島江崎(2) I (127030002) | 淡路市野島江崎 (別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島平林 I (127030003) | 淡路市野島平林 (別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 仁井 I (127030004) | 淡路市仁井 (別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 富島 I (127030005) | 淡路市富島 (別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 富島(2) I (127030006) | 淡路市富島 (別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 原田 I (127030007) | 淡路市仁井 (別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 斗ノ内 I (127030008) | 淡路市斗ノ内 (別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 斗ノ内(2) I (127030009) | 淡路市斗ノ内 (別図9のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 育波恵ノ熊 I (127030010) | 淡路市育波 (別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 育波 I (127030011) | 淡路市室津 (別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 白子山 I (127030012) | 淡路市室津 (別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生野畑 I (127030013) | 淡路市生田畑 (別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 神田 I (127030014) | 淡路市浅野神田 (別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田畑 I (127030015) | 淡路市生田畑 (別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島江崎(1) II (127030016) | 淡路市野島江崎 (別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島江崎(2) II (127030017) | 淡路市野島江崎 (別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島江崎(3) II (127030018) | 淡路市野島江崎 (別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島大川 II (127030019) | 淡路市野島大川 (別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島轟木 II (127030020) | 淡路市野島轟木 (別図20のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島藁ノ浦(1) II (127030021) | 淡路市野島藁浦 (別図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島藁ノ浦(2) II (127030022) | 淡路市野島常盤 (別図22のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|--------------------------|-------------------|---------|
| 野島常磐(1)Ⅱ (127030023) | 淡路市野島常磐(別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島常磐(2)Ⅱ (127030024) | 淡路市野島常磐(別図24のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島墓ノ浦(3)Ⅱ (127030025) | 淡路市野島墓浦(別図25のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島墓ノ浦(4)Ⅱ (127030026) | 淡路市野島墓浦(別図26のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 舟木(1)Ⅱ (127030027) | 淡路市舟木(別図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 舟木(2)Ⅱ (127030028) | 淡路市舟木(別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 長島(1)Ⅱ (127030029) | 淡路市長島(別図29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 小田本村Ⅱ (127030030) | 淡路市小田(別図30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 小田(1)Ⅱ (127030031) | 淡路市小田(別図31のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 小田奥(1)Ⅱ (127030032) | 淡路市小田(別図32のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 小田奥(2)Ⅱ (127030033) | 淡路市小田(別図33のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 小田奥(3)Ⅱ (127030034) | 淡路市小田(別図34のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 小田(2)Ⅱ (127030035) | 淡路市小田(別図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 庵ノ脇Ⅱ (127030036) | 淡路市石田(別図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 石田米山(1)Ⅱ (127030037) | 淡路市石田(別図37のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 石田米山(2)Ⅱ (127030038) | 淡路市石田(別図38のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 長島本村Ⅱ (127030039) | 淡路市長島(別図39のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 石田栗脇Ⅱ (127030040) | 淡路市石田(別図40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 長島(2)Ⅱ (127030041) | 淡路市長島(別図41のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 仁井Ⅱ (127030042) | 淡路市仁井(別図42のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 仁井原田(1)Ⅱ (127030043) | 淡路市仁井(別図43のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 仁井原田(2)Ⅱ (127030044) | 淡路市仁井(別図44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|-------------------------|--------------------|---------|
| 浅野南(1)Ⅱ (127030045) | 淡路市浅野南 (別図45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浅野南(2)Ⅱ (127030046) | 淡路市浅野南 (別図46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浅野南(3)Ⅱ (127030047) | 淡路市浅野南 (別図47のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浅野南(4)Ⅱ (127030048) | 淡路市浅野南 (別図48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浅野南(5)Ⅱ (127030049) | 淡路市浅野南 (別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒谷矢坪(1)Ⅱ (127030050) | 淡路市黒谷 (別図50のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒谷矢坪(2)Ⅱ (127030051) | 淡路市黒谷 (別図51のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒谷矢坪(3)Ⅱ (127030052) | 淡路市黒谷 (別図52のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 五斗長Ⅱ (127030053) | 淡路市黒谷 (別図53のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 斗ノ内Ⅱ (127030054) | 淡路市斗ノ内 (別図54のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 育波Ⅱ (127030055) | 淡路市育波 (別図55のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 室津(1)Ⅱ (127030056) | 淡路市室津 (別図56のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 室津(2)Ⅱ (127030057) | 淡路市室津 (別図57のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田畑(1)Ⅱ (127030058) | 淡路市生田畑 (別図58のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田畑(2)Ⅱ (127030059) | 淡路市生田畑 (別図59のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田田尻(1)Ⅱ (127030060) | 淡路市生田田尻 (別図60のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田田尻(2)Ⅱ (127030061) | 淡路市生田田尻 (別図61のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田田尻(3)Ⅱ (127030062) | 淡路市生田田尻 (別図62のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田田尻(4)Ⅱ (127030063) | 淡路市生田田尻 (別図63のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田田尻(5)Ⅱ (127030064) | 淡路市生田田尻 (別図64のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田畑(3)Ⅱ (127030065) | 淡路市生田畑 (別図65のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田田尻(6)Ⅱ (127030066) | 淡路市生田田尻 (別図66のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|-------------------------|-------------------|---------|
| 生田田尻(7)Ⅱ (127030067) | 淡路市生田田尻(別図67のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田上條(1)Ⅱ (127030068) | 淡路市生田畑(別図68のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田上條(2)Ⅱ (127030069) | 淡路市生田畑(別図69のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島江崎(1)Ⅲ (127030070) | 淡路市野島江崎(別図70のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島江崎(2)Ⅲ (127030071) | 淡路市野島江崎(別図71のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島常磐(1)Ⅲ (127030072) | 淡路市野島常盤(別図72のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島墓ノ浦Ⅲ (127030073) | 淡路市野島墓浦(別図73のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野島常磐(2)Ⅲ (127030074) | 淡路市野島常盤(別図74のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 舟木(1)Ⅲ (127030075) | 淡路市舟木(別図75のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 舟木(2)Ⅲ (127030076) | 淡路市舟木(別図76のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 長島(1)Ⅲ (127030077) | 淡路市長島(別図77のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 長島(2)Ⅲ (127030078) | 淡路市長島(別図78のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 仁井(1)Ⅲ (127030079) | 淡路市仁井(別図79のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 小田靈仙Ⅲ (127030080) | 淡路市小田(別図80のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 小田奥Ⅲ (127030081) | 淡路市小田(別図81のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 石田栗脇Ⅲ (127030082) | 淡路市石田(別図82のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久野々(1)Ⅲ (127030083) | 淡路市久野々(別図83のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 仁井(2)Ⅲ (127030084) | 淡路市仁井(別図84のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久野々(2)Ⅲ (127030085) | 淡路市久野々(別図85のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浅野神田Ⅲ (127030086) | 淡路市浅野神田(別図86のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 斗ノ内里Ⅲ (127030087) | 淡路市斗ノ内(別図87のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒谷矢坪Ⅲ (127030088) | 淡路市黒谷(別図88のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|-------------------------|--------------------|---------|
| 五斗長Ⅲ (127030089) | 淡路市黒谷（別図89のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田大坪(1)Ⅲ (127030090) | 淡路市生田大坪（別図90のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田畑(1)Ⅲ (127030091) | 淡路市生田畑（別図91のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田田尻(1)Ⅲ (127030092) | 淡路市生田田尻（別図92のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田田尻(2)Ⅲ (127030093) | 淡路市生田田尻（別図93のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田田尻(3)Ⅲ (127030094) | 淡路市生田田尻（別図94のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田田尻(4)Ⅲ (127030095) | 淡路市生田田尻（別図95のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田大坪(2)Ⅲ (127030096) | 淡路市生田大坪（別図96のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田畑(2)Ⅲ (127030097) | 淡路市生田畑（別図97のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田畑(3)Ⅲ (127030098) | 淡路市生田畑（別図98のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 生田田尻(5)Ⅲ (127030099) | 淡路市生田田尻（別図99のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷山南谷Ⅰ (227030001) | 淡路市野島江崎（別図100のとおり） | 土石流 |
| 原川Ⅰ (227030002) | 淡路市野島江崎（別図101のとおり） | 土石流 |
| 汐鳴南谷Ⅰ (227030003) | 淡路市野島江崎（別図102のとおり） | 土石流 |
| 轟川Ⅰ (227030004) | 淡路市野島轟木（別図103のとおり） | 土石流 |
| 棕本池谷Ⅰ (227030005) | 淡路市野島墓浦（別図104のとおり） | 土石流 |
| 泉中池谷Ⅰ (227030006) | 淡路市野島墓浦（別図105のとおり） | 土石流 |
| 泉池谷Ⅰ (227030007) | 淡路市野島墓浦（別図106のとおり） | 土石流 |
| 野島中谷Ⅰ (227030008) | 淡路市野島墓浦（別図107のとおり） | 土石流 |
| 谷川Ⅰ (227030009) | 淡路市富島（別図108のとおり） | 土石流 |
| 精田川Ⅰ (227030010) | 淡路市斗ノ内（別図109のとおり） | 土石流 |
| 下川池川Ⅰ (227030011) | 淡路市黒谷（別図110のとおり） | 土石流 |
| | | |

| | | |
|---------------------------|---------------------|-----|
| 立正寺北谷(1) I (227030012) | 淡路市生田田尻 (別図111のとおり) | 土石流 |
| 立正寺北谷(2) I (227030013) | 淡路市生田田尻 (別図112のとおり) | 土石流 |
| 興隆寺中谷(1) I (227030014) | 淡路市室津 (別図113のとおり) | 土石流 |
| 小川 I (227030015) | 淡路市室津 (別図114のとおり) | 土石流 |
| 杖木池谷 II (227030016) | 淡路市野島江崎 (別図115のとおり) | 土石流 |
| 長田池谷 II (227030017) | 淡路市野島江崎 (別図116のとおり) | 土石流 |
| 汐鳴北谷 II (227030018) | 淡路市野島江崎 (別図117のとおり) | 土石流 |
| 大川(2) II (227030019) | 淡路市野島大川 (別図118のとおり) | 土石流 |
| 原田池 II (227030020) | 淡路市野島轟木 (別図119のとおり) | 土石流 |
| 中村川 II (227030021) | 淡路市野島轟木 (別図120のとおり) | 土石流 |
| 小田谷 II (227030022) | 淡路市小田 (別図121のとおり) | 土石流 |
| 育波川 II (227030023) | 淡路市黒谷 (別図122のとおり) | 土石流 |
| 大坪川 II (227030024) | 淡路市生田畑 (別図123のとおり) | 土石流 |
| 鍬の先川 II (227030025) | 淡路市生田田尻 (別図124のとおり) | 土石流 |
| 大坪川右支 II (227030026) | 淡路市生田畑 (別図125のとおり) | 土石流 |

(別図 1 から125までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第21号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|-------------------|---------------------|
| 尾崎(2) I (127040001) | 淡路市尾崎 (別図 1 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾崎(1) I (127040002) | 淡路市尾崎 (別図 2 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|--------------------------|-------------------|---------|
| 郡家(2) I (127040003) | 淡路市郡家 (別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 郡家(3) I (127040004) | 淡路市郡家 (別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 郡家(4) I (127040005) | 淡路市郡家 (別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 撫(2) I (127040006) | 淡路市郡家 (別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 撫(1) I (127040007) | 淡路市郡家 (別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 郡家 I (127040008) | 淡路市郡家 (別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 上河合 I (127040009) | 淡路市上河合 (別図9のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 東ノ町 I (127040010) | 淡路市江井 (別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井 I (127040011) | 淡路市江井 (別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 西ノ町 I (127040012) | 淡路市江井 (別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 西桃川 I (127040013) | 淡路市江井 (別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井向谷(1) I (127040014) | 淡路市江井 (別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井向谷(2) I (127040015) | 淡路市江井 (別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香北 I (127040016) | 淡路市草香北 (別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香北(2) I (127040017) | 淡路市草香北 (別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 高山(2) I (127040018) | 淡路市高山 (別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 高山(1) I (127040019) | 淡路市草香 (別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(1) I (127040020) | 淡路市高山 (別図20のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(2) I (127040021) | 淡路市高山 (別図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾崎 II (127040022) | 淡路市尾崎 (別図22のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 郡家(1) II (127040023) | 淡路市尾崎 (別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 郡家(2) II (127040024) | 淡路市郡家 (別図24のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|------------------------|------------------|---------|
| 郡家(3)Ⅱ (127040025) | 淡路市郡家(別図25のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北山(1)Ⅱ (127040026) | 淡路市北山(別図26のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北山(2)Ⅱ (127040027) | 淡路市北山(別図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北山(3)Ⅱ (127040028) | 淡路市北山(別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北山(4)Ⅱ (127040029) | 淡路市北山(別図29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北山(5)Ⅱ (127040030) | 淡路市北山(別図30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北山(6)Ⅱ (127040031) | 淡路市北山(別図31のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 新村Ⅱ (127040032) | 淡路市遠田(別図32のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 下河合(1)Ⅱ (127040033) | 淡路市下河合(別図33のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 下河合(2)Ⅱ (127040034) | 淡路市下河合(別図34のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 下河合(3)Ⅱ (127040035) | 淡路市下河合(別図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 下河合(4)Ⅱ (127040036) | 淡路市下河合(別図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 下河合(5)Ⅱ (127040037) | 淡路市下河合(別図37のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 下河合(6)Ⅱ (127040038) | 淡路市下河合(別図38のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 下河合(7)Ⅱ (127040039) | 淡路市下河合(別図39のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 上河合(1)Ⅱ (127040040) | 淡路市上河合(別図40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 上河合(2)Ⅱ (127040041) | 淡路市上河合(別図41のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 上河合(3)Ⅱ (127040042) | 淡路市上河合(別図42のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 上河合(4)Ⅱ (127040043) | 淡路市上河合(別図43のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 上河合(5)Ⅱ (127040044) | 淡路市上河合(別図44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 上河合(6)Ⅱ (127040045) | 淡路市上河合(別図45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 上河合(7)Ⅱ (127040046) | 淡路市上河合(別図46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|------------------------|------------------|---------|
| 井出(1)Ⅱ (127040047) | 淡路市井手 (別図47のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 井出(2)Ⅱ (127040048) | 淡路市井手 (別図48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中村Ⅱ (127040049) | 淡路市井手 (別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 井出(3)Ⅱ (127040050) | 淡路市井手 (別図50のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹谷(2)Ⅱ (127040051) | 淡路市竹谷 (別図51のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹谷(3)Ⅱ (127040052) | 淡路市竹谷 (別図52のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹谷(4)Ⅱ (127040053) | 淡路市竹谷 (別図53のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹谷(5)Ⅱ (127040054) | 淡路市竹谷 (別図54のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹谷(6)Ⅱ (127040055) | 淡路市竹谷 (別図55のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹谷Ⅱ (127040056) | 淡路市竹谷 (別図56のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 多賀(1)Ⅱ (127040057) | 淡路市多賀 (別図57のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 多賀(2)Ⅱ (127040058) | 淡路市多賀 (別図58のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井(1)Ⅱ (127040059) | 淡路市多賀 (別図59のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井(2)Ⅱ (127040060) | 淡路市多賀 (別図60のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井(3)Ⅱ (127040061) | 淡路市江井 (別図61のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井(4)Ⅱ (127040062) | 淡路市江井 (別図62のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 東桃川(1)Ⅱ (127040063) | 淡路市江井 (別図63のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 東桃川(2)Ⅱ (127040064) | 淡路市江井 (別図64のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 東桃川(3)Ⅱ (127040065) | 淡路市江井 (別図65のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 東桃川(4)Ⅱ (127040066) | 淡路市江井 (別図66のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 東桃川(5)Ⅱ (127040067) | 淡路市江井 (別図67のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 東桃川(6)Ⅱ (127040068) | 淡路市江井 (別図68のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|-------------------------|-------------------|---------|
| 柳沢(1)Ⅱ (127040069) | 淡路市柳澤 (別図69のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳沢(2)Ⅱ (127040070) | 淡路市柳澤 (別図70のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳沢(3)Ⅱ (127040071) | 淡路市多賀 (別図71のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳沢(4)Ⅱ (127040072) | 淡路市柳澤 (別図72のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳沢(5)Ⅱ (127040073) | 淡路市柳澤 (別図73のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳沢(6)Ⅱ (127040074) | 淡路市柳澤 (別図74のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳沢(7)Ⅱ (127040075) | 淡路市柳澤 (別図75のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳沢(8)Ⅱ (127040076) | 淡路市柳澤 (別図76のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井(5)Ⅱ (127040077) | 淡路市江井 (別図77のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 西桃川(1)Ⅱ (127040078) | 淡路市江井 (別図78のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 西桃川(2)Ⅱ (127040079) | 淡路市江井 (別図79のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 西桃川(3)Ⅱ (127040080) | 淡路市江井 (別図80のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 西桃川(4)Ⅱ (127040081) | 淡路市江井 (別図81のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井向谷(1)Ⅱ (127040082) | 淡路市江井 (別図82のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井向谷(2)Ⅱ (127040083) | 淡路市江井 (別図83のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井向谷(3)Ⅱ (127040084) | 淡路市江井 (別図84のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井向谷(4)Ⅱ (127040085) | 淡路市江井 (別図85のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井(6)Ⅱ (127040086) | 淡路市江井 (別図86のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井(7)Ⅱ (127040087) | 淡路市江井 (別図87のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香北(1)Ⅱ (127040088) | 淡路市草香北 (別図88のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香北(2)Ⅱ (127040089) | 淡路市草香北 (別図89のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香北(3)Ⅱ (127040090) | 淡路市草香北 (別図90のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|------------------------|-------------------|---------|
| 草香北(4)Ⅱ (127040091) | 淡路市高山 (別図91のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香北(5)Ⅱ (127040092) | 淡路市草香北 (別図92のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香北(6)Ⅱ (127040093) | 淡路市草香 (別図93のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香北(7)Ⅱ (127040094) | 淡路市草香北 (別図94のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 高山(1)Ⅱ (127040095) | 淡路市高山 (別図95のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 高山(2)Ⅱ (127040096) | 淡路市高山 (別図96のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 高山(3)Ⅱ (127040097) | 淡路市高山 (別図97のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 高山(4)Ⅱ (127040098) | 淡路市高山 (別図98のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 高山(5)Ⅱ (127040099) | 淡路市高山 (別図99のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(1)Ⅱ (127040100) | 淡路市高山 (別図100のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 神田Ⅱ (127040101) | 淡路市高山 (別図101のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(2)Ⅱ (127040102) | 淡路市高山 (別図102のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(3)Ⅱ (127040103) | 淡路市高山 (別図103のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(4)Ⅱ (127040104) | 淡路市高山 (別図104のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(5)Ⅱ (127040105) | 淡路市高山 (別図105のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(6)Ⅱ (127040106) | 淡路市高山 (別図106のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(7)Ⅱ (127040107) | 淡路市山田 (別図107のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(8)Ⅱ (127040108) | 淡路市高山 (別図108のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(9)Ⅱ (127040109) | 淡路市山田 (別図109のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(10)Ⅱ (127040110) | 淡路市山田 (別図110のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(11)Ⅱ (127040111) | 淡路市山田 (別図111のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 入野(1)Ⅱ (127040112) | 淡路市入野 (別図112のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|-----------------------|-------------------|---------|
| 入野(2)Ⅱ (127040113) | 淡路市入野(別図113のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 入野(3)Ⅱ (127040114) | 淡路市入野(別図114のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 入野(4)Ⅱ (127040115) | 淡路市入野(別図115のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 入野(5)Ⅱ (127040116) | 淡路市入野(別図116のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 入野(6)Ⅱ (127040117) | 淡路市入野(別図117のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 明神Ⅱ (127040118) | 淡路市草香北(別図118のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香(1)Ⅱ (127040119) | 淡路市草香(別図119のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香(2)Ⅱ (127040120) | 淡路市草香(別図120のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香(3)Ⅱ (127040121) | 淡路市草香(別図121のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香(4)Ⅱ (127040122) | 淡路市草香(別図122のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香(5)Ⅱ (127040123) | 淡路市草香(別図123のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香(6)Ⅱ (127040124) | 淡路市草香(別図124のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香(7)Ⅱ (127040125) | 淡路市南(別図125のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 南(1)Ⅱ (127040126) | 淡路市南(別図126のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 南(2)Ⅱ (127040127) | 淡路市南(別図127のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 南(3)Ⅱ (127040128) | 淡路市南(別図128のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 南(4)Ⅱ (127040129) | 淡路市深草(別図129のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 深草(1)Ⅱ (127040130) | 淡路市深草(別図130のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 深草(2)Ⅱ (127040131) | 淡路市深草(別図131のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾崎Ⅲ (127040132) | 淡路市尾崎(別図132のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井Ⅲ (127040133) | 淡路市江井(別図133のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井中ノ町Ⅲ (127040134) | 淡路市江井(別図134のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|-----------------------|-------------------|---------|
| 東桃川Ⅲ (127040135) | 淡路市江井 (別図135のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳沢Ⅲ (127040136) | 淡路市柳澤 (別図136のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 江井向谷Ⅲ (127040137) | 淡路市江井 (別図137のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 高山Ⅲ (127040138) | 淡路市高山 (別図138のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(1)Ⅲ (127040139) | 淡路市高山 (別図139のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(2)Ⅲ (127040140) | 淡路市山田 (別図140のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(3)Ⅲ (127040141) | 淡路市山田 (別図141のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田(4)Ⅲ (127040142) | 淡路市山田 (別図142のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 入野(1)Ⅲ (127040143) | 淡路市入野 (別図143のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 入野(2)Ⅲ (127040144) | 淡路市入野 (別図144のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香(1)Ⅲ (127040145) | 淡路市草香 (別図145のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草香(2)Ⅲ (127040146) | 淡路市草香 (別図146のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 枯木北谷Ⅰ (227040001) | 淡路市尾崎 (別図147のとおり) | 土石流 |
| 枯木川Ⅰ (227040002) | 淡路市尾崎 (別図148のとおり) | 土石流 |
| 大平川Ⅰ (227040003) | 淡路市尾崎 (別図149のとおり) | 土石流 |
| 真正寺川Ⅰ (227040004) | 淡路市遠田 (別図150のとおり) | 土石流 |
| 広石川Ⅰ (227040005) | 淡路市遠田 (別図151のとおり) | 土石流 |
| 新村川Ⅰ (227040006) | 淡路市新村 (別図152のとおり) | 土石流 |
| 二子川Ⅰ (227040007) | 淡路市新村 (別図153のとおり) | 土石流 |
| 宮川Ⅰ (227040008) | 淡路市尾崎 (別図154のとおり) | 土石流 |
| 宝珠川Ⅰ (227040009) | 淡路市遠田 (別図155のとおり) | 土石流 |
| 園出川Ⅱ (227040010) | 淡路市尾崎 (別図156のとおり) | 土石流 |
| 新池谷Ⅱ (227040011) | 淡路市深草 (別図157のとおり) | 土石流 |

| | | |
|------------------------|-------------------|---------|
| 楠本(2)Ⅱ (127050019) | 淡路市楠本 (別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩口Ⅱ (127050020) | 淡路市楠本 (別図20のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 楠本(3)Ⅱ (127050021) | 淡路市楠本 (別図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 楠本(4)Ⅱ (127050022) | 淡路市楠本 (別図22のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 楠本(5)Ⅱ (127050023) | 淡路市楠本 (別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中持(1)Ⅱ (127050024) | 淡路市中持 (別図24のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中持(2)Ⅱ (127050025) | 淡路市中持 (別図25のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中持(3)Ⅱ (127050026) | 淡路市中持 (別図26のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中持(4)Ⅱ (127050027) | 淡路市中持 (別図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中持(5)Ⅱ (127050028) | 淡路市中持 (別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中持(6)Ⅱ (127050029) | 淡路市中持 (別図29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中持(7)Ⅱ (127050030) | 淡路市中持 (別図30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中持(8)Ⅱ (127050031) | 淡路市中持 (別図31のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浦(1)Ⅱ (127050032) | 淡路市浦 (別図32のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浦(2)Ⅱ (127050033) | 淡路市浦 (別図33のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浦(3)Ⅱ (127050034) | 淡路市浦 (別図34のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浦(4)Ⅱ (127050035) | 淡路市浦 (別図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浦(6)Ⅱ (127050036) | 淡路市浦 (別図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山(1)Ⅱ (127050037) | 淡路市白山 (別図37のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久留麻(1)Ⅱ (127050038) | 淡路市久留麻 (別図38のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久留麻(2)Ⅱ (127050039) | 淡路市久留麻 (別図39のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山(2)Ⅱ (127050040) | 淡路市白山 (別図40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|------------------------|------------------|---------|
| 白山(3)Ⅱ (127050041) | 淡路市白山(別図41のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山(4)Ⅱ (127050042) | 淡路市白山(別図42のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山(5)Ⅱ (127050043) | 淡路市白山(別図43のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山(6)Ⅱ (127050044) | 淡路市白山(別図44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山(7)Ⅱ (127050045) | 淡路市白山(別図45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 河内(1)Ⅱ (127050046) | 淡路市河内(別図46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 河内(2)Ⅱ (127050047) | 淡路市河内(別図47のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 河内(3)Ⅱ (127050048) | 淡路市河内(別図48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 河内(4)Ⅱ (127050049) | 淡路市河内(別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久留麻(3)Ⅱ (127050050) | 淡路市久留麻(別図50のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久留麻(4)Ⅱ (127050051) | 淡路市久留麻(別図51のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久留麻(5)Ⅱ (127050052) | 淡路市久留麻(別図52のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷Ⅱ (127050053) | 淡路市谷(別図53のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(1)Ⅱ (127050054) | 淡路市釜口(別図54のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(2)Ⅱ (127050055) | 淡路市釜口(別図55のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 里(1)Ⅱ (127050056) | 淡路市釜口(別図56のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 里(2)Ⅱ (127050057) | 淡路市釜口(別図57のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 里(3)Ⅱ (127050058) | 淡路市釜口(別図58のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 里(4)Ⅱ (127050059) | 淡路市釜口(別図59のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(3)Ⅱ (127050060) | 淡路市釜口(別図60のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(4)Ⅱ (127050061) | 淡路市釜口(別図61のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(5)Ⅱ (127050062) | 淡路市釜口(別図62のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|------------------------|------------------|---------|
| 釜口(6)Ⅱ (127050063) | 淡路市釜口(別図63のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(7)Ⅱ (127050064) | 淡路市釜口(別図64のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(8)Ⅱ (127050065) | 淡路市釜口(別図65のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(9)Ⅱ (127050066) | 淡路市釜口(別図66のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(10)Ⅱ (127050067) | 淡路市釜口(別図67のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(11)Ⅱ (127050068) | 淡路市釜口(別図68のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大磯(1)Ⅲ (127050069) | 淡路市楠本(別図69のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大磯(2)Ⅲ (127050070) | 淡路市楠本(別図70のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 楠本東Ⅲ (127050071) | 淡路市楠本(別図71のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中持(1)Ⅲ (127050072) | 淡路市中持(別図72のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中持(2)Ⅲ (127050073) | 淡路市中持(別図73のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中持(3)Ⅲ (127050074) | 淡路市中持(別図74のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浦(1)Ⅲ (127050075) | 淡路市白山(別図75のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浦(2)Ⅲ (127050076) | 淡路市浦(別図76のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浦(3)Ⅲ (127050077) | 淡路市浦(別図77のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山(1)Ⅲ (127050078) | 淡路市浦(別図78のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山(2)Ⅲ (127050079) | 淡路市浦(別図79のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 浦(4)Ⅲ (127050080) | 淡路市久留麻(別図80のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久留麻(1)Ⅲ (127050081) | 淡路市久留麻(別図81のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久留麻(2)Ⅲ (127050082) | 淡路市久留麻(別図82のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山(3)Ⅲ (127050083) | 淡路市白山(別図83のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 河内(1)Ⅲ (127050084) | 淡路市河内(別図84のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | | |

| | | |
|------------------------|-------------------|---------|
| 河内(2)Ⅲ (127050085) | 淡路市河内 (別図85のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久留麻(3)Ⅲ (127050086) | 淡路市久留麻 (別図86のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久留麻(4)Ⅲ (127050087) | 淡路市久留麻 (別図87のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久留麻(5)Ⅲ (127050088) | 淡路市久留麻 (別図88のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久留麻(6)Ⅲ (127050089) | 淡路市久留麻 (別図89のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久留麻(7)Ⅲ (127050090) | 淡路市久留麻 (別図90のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久留麻(8)Ⅲ (127050091) | 淡路市久留麻 (別図91のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(1)Ⅲ (127050092) | 淡路市釜口 (別図92のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(2)Ⅲ (127050093) | 淡路市釜口 (別図93のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(3)Ⅲ (127050094) | 淡路市釜口 (別図94のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(4)Ⅲ (127050095) | 淡路市釜口 (別図95のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜口(5)Ⅲ (127050096) | 淡路市釜口 (別図96のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 楠本川右支Ⅰ (227050001) | 淡路市楠本 (別図97のとおり) | 土石流 |
| 立石川Ⅰ (227050002) | 淡路市楠本 (別図98のとおり) | 土石流 |
| 井上空川右Ⅰ (227050003) | 淡路市楠本 (別図99のとおり) | 土石流 |
| 井上空川Ⅰ (227050004) | 淡路市浦 (別図100のとおり) | 土石流 |
| 奥Ⅰ (227050005) | 淡路市浦 (別図101のとおり) | 土石流 |
| 津田川Ⅰ (227050006) | 淡路市釜口 (別図102のとおり) | 土石流 |
| 津田川左支溪Ⅰ (227050007) | 淡路市釜口 (別図103のとおり) | 土石流 |
| 砂川Ⅰ (227050008) | 淡路市釜口 (別図104のとおり) | 土石流 |
| 松崎川Ⅰ (227050009) | 淡路市釜口 (別図105のとおり) | 土石流 |
| 浜Ⅰ (227050010) | 淡路市釜口 (別図106のとおり) | 土石流 |
| 小井川Ⅰ (227050011) | 淡路市釜口 (別図107のとおり) | 土石流 |
| | | |

| | | |
|-------------------------|--------------------|-----|
| 大川(1) I (227050012) | 淡路市釜口 (別図108のとおり) | 土石流 |
| 釜口小井川 I (227050013) | 淡路市釜口 (別図109のとおり) | 土石流 |
| 楠本上谷 II (227050014) | 淡路市楠本 (別図110のとおり) | 土石流 |
| 楠本中谷 II (227050015) | 淡路市楠本 (別図111のとおり) | 土石流 |
| 浦川南支溪 II (227050016) | 淡路市河内 (別図112のとおり) | 土石流 |
| 明神谷 II (227050017) | 淡路市河内 (別図113のとおり) | 土石流 |
| 七尋池谷 II (227050018) | 淡路市久留麻 (別図114のとおり) | 土石流 |
| 釜口谷 II (227050019) | 淡路市釜口 (別図115のとおり) | 土石流 |

(別図 1 から115までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第23号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第5項において準用する同条例第5条第8項の規定により、告示する。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 特別指定区域 | 予定建築物等の用途 | 指定年月日 |
|-------|--|-----------|-----------|
| 北龍野地区 | たつの市龍野町北龍野字坂及び字的場の各一部 | 別図のとおり | 平成22年1月8日 |
| 島田地区 | たつの市龍野町島田字小那田、字長畦、字廣道、字川ノ上、字宝満、字飼野辺、字高田、字土井、字鳩ヶ嶽及び字下山根の各一部 | 同 上 | 同 |
| 片山地区 | たつの市龍野町片山字三味谷及び字川向の各一部 | 同 上 | 同 |
| 中井地区 | たつの市龍野町末政字川向新田の一部並びに中井字蛇死ヶ端、字西垣内、字大畦、字川添、字桑ノ木、字中垣内、字東垣内、字奥垣内、字大門、字鎌鼻及び字木ノ元の各一部 | 同 上 | 同 |
| 堂本地区 | たつの市龍野町堂本字大フケ、字御名、字乗屋敷、字丁田、字板田及び字鎌土の各一部並びに小宅北字大町の一部 | 同 上 | 同 |
| 四箇地区 | たつの市龍野町四箇字溝越、字カラカラ、字久保田、字川田、字西ノ口、字グロ町、字石原、字弥市郎田、字戎前及び字構前の各一部 | 同 上 | 同 |

| | | | |
|-------|--|-----|---|
| 小神地区 | たつの市揖西町小神字上楽寺、字辻ノ堂及び字塚原の各一部 | 同 上 | 同 |
| 中垣内地区 | たつの市揖西町中垣内字平木、字鍋コ、字長坂、字水谷、字宮ノ前、字馬場、字井関、字高田、字平見、字上井ノ口、字西口、字上中垣内、字岩神、字水坂、字山根、字谷、字景雲寺、字東垣内、字恩徳寺垣内、字前田、字重蓮寺、字中坪、字天神及び字東山の各一部 | 同 上 | 同 |
| 清水新地区 | たつの市揖西町清水新字浄證寺垣内、字池ノ下及び字塚原の各一部 | 同 上 | 同 |
| 清水地区 | たつの市揖西町清水字清水浦、字清水垣内、字柳垣内及び字柳ノ前の各一部 | 同 上 | 同 |
| 佐江地区 | たつの市揖西町佐江字池ノ上、字堂場垣内、字カジヤ、字紺屋ノ前、字東川原、字アヅマ田、字妙見及び字下新田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 前地地区 | たつの市揖西町前地字塚本、字大附及び字三反田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 北山地区 | たつの市揖西町北山字時門、字松ノ本、字中ノ町、字椿及び字石ヶ坪の各一部 | 同 上 | 同 |
| 竹万地区 | たつの市揖西町竹万字恵連寺、字六反田、字藪下、字上井度之内、字道毛垣内、字澤ノ前、字下井度之内、字東丸山、字打越及び字流田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 田井地区 | たつの市揖西町田井字朝風、字真土、字池ノ下、字川原田、字荒神町、字沢渕及び字ヒスの各一部 | 同 上 | 同 |
| 構地区 | たつの市揖西町構字大谷、字西門、字前田、字畑田、字柳原、字山北、字万所垣内、字千成、字九反田、字神田及び字大坪の各一部 | 同 上 | 同 |
| 新宮地区 | たつの市揖西町新宮字奥條、字上條、字下シ、字西條、字西口、字名淵、字伊飼、字東條、字開元、字古屋敷、字千條寺、字火ノ坪、字天満池、字天神山、字カケウシ、字堂ノ下、字下タノ川、字東光寺、字オノ木及び字越前の各一部 | 同 上 | 同 |
| 小犬丸地区 | たつの市揖西町小犬丸字スワト、字中ノ谷、字蛇谷、字佐水、字増井田、字大行、字大谷、字中谷、字宿垣内、字落合、字中谷奥山、字大道ノ上、字遠殿脇、字森元、字ソウスイ及び字奥山の各一部 | 同 上 | 同 |
| | | | |

| | | | |
|------|---|-----|---|
| 長尾地区 | たつの市揖西町長尾字奥、字垣ノ内、字馬場、字川端、字堂ノ前、字垣ノ外、字五反田、字トガハナ、字サヨミサ、字神田、字トウゴ及び字平田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 北沢地区 | たつの市揖西町北沢字池ノ上、字西ノ上、字中ノ上、字道ノ上、字追谷口、字西ノ前、字前田、字大道、字時免及び字大門の各一部 | 同 上 | 同 |
| 住吉地区 | たつの市揖西町住吉字神戸山、字今池、字壹反田、字胡麻谷、字前畑、字田中、字能力、字横田、字住吉谷、字出口、字石橋、字丸山及び字壹町田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 尾崎地区 | たつの市揖西町尾崎字北ノ口、字丸町、字前田、字中屋敷、字二反子、字三反田、字南屋敷、字堂谷、字飯田、字杉ノ前、字下久、字柳、字明田及び字池ノ上の各一部 | 同 上 | 同 |
| 小畑地区 | たつの市揖西町小畑字半田、字東垣内、字一町田、字岡、字西ノ裏及び字池ノ下の各一部 | 同 上 | 同 |
| 竹原地区 | たつの市揖西町竹原字友ヶ谷、字幸方、字山ノ神、字山王、字竹原、字竹原ノ上、字谷川本、字寺ヶ谷、字馬場ノ前、字寺坂ノ本、字林ノ下、字奥ノ谷、字上オノ木、字下オノ木及び字播磨塚の各一部 | 同 上 | 同 |
| 土師地区 | たつの市揖西町土師字平ブリ、字東へブリ、字一ノ谷、字大陣原及び字清水川の各一部 | 同 上 | 同 |
| 南山地区 | たつの市揖西町南山字杉ノ前及び字高屋の各一部 | 同 上 | 同 |
| 龍子地区 | たつの市揖西町龍子字古木山、字北畑、字土井、字向山、字鳥坂及び字堂ノ奥の各一部 | 同 上 | 同 |
| 山下地区 | たつの市揖保町山下字川田、字堂ノ本、字五反田、字惣徳、字京田、字三反田、字前田及び字石金の各一部 | 同 上 | 同 |
| 中臣地区 | たつの市揖保町中臣字城ノ下、字太郎兵衛田、字藪ノ本、字ロクテン、字五反田、字成平、字溝添、字蓮宇寺、字八反田、字當作、字本願寺、字熊城、字長南垣内、字ゲンヤ、字市場、字薬師、字池頭、字堂田、字青木、字下高関、字東川原、字鳥居本、字亀田、字大川田、字構之内、字高関、字酒井川、字井戸ノ本、字瓦田、字今熊ノ本弓指、字蔵屋敷、字池田、字山崎、字尾畑、字宮ノ下、字川原田、字スベリ石、字三反田及び字中町の各一部 | 同 上 | 同 |

| | | | |
|-------|---|-----|---|
| 揖保上地区 | たつの市揖保町揖保上字菩提、字中屋敷、字若宮、字東河原、字寺垣内及び字南川の各一部 | 同 上 | 同 |
| 揖保中地区 | たつの市揖保町揖保中字北條、字野上、字南條及び字東川原の各一部 | 同 上 | 同 |
| 今市地区 | たつの市揖保町今市字北垣内、字中垣内、字オノ前、字疇田、字西垣内、字下垣内及び字三反長の各一部 | 同 上 | 同 |
| 東用地区 | たつの市揖保町東用字荒神元、字土井、字川原田、字薬師下、字村東及び字久保田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 萩原地区 | たつの市揖保町萩原字道ノ下、字津久田、字門田及び字樋ノ向の各一部 | 同 上 | 同 |
| 真砂地区 | たつの市揖保町真砂字砂田、字脊戸田、字東川筋及び字内小河原の各一部 | 同 上 | 同 |
| 門前地区 | たつの市揖保町門前字駒ヶ瀬、字蔵ノ久保、字菊田、字乗願寺、字門出、字荒神、字前田、字末森、字中スカ、字柳原、字横フケ、字上フケ、字観音堂、字国師門前、字松ノ後及び字長専寺の各一部 | 同 上 | 同 |
| 栄地区 | たつの市揖保町栄字北ノ口、字ゲンヤ、字大神ノ西、字大神ノ東、字天神、字西辻、字西前、字前田、字大町、字松林、字吉西、字トウジブ、字宮ノ前、字宮ノ後、字宮西大門及び字西川原の各一部 | 同 上 | 同 |
| 西構地区 | たつの市揖保町西構字神尾フケ、字下神尾畑、字土井釜ノ上、字神尾川向、字神尾畑、字穴田、字大前田、字高関、字荒神、字熊石、字樋、字久保、字高橋、字東前田、字大町、字北屋敷、字堀端、字鍵田、字長田及び字東畑の各一部 | 同 上 | 同 |
| 広山地区 | たつの市誉田町広山字丁田、字横枕、字井ノ下、字利喜蔵、字観音寺、字村後、字江古、字行藤、字西垣内、字村前、字宮ノ前、字フケ、字御館前、字馬場崎、字宮ノ後、字金剛寺及び字天神の各一部 | 同 上 | 同 |
| 高駄地区 | たつの市誉田町高駄字光正寺、字八ヶ井、字沖代、字小宅田、字荒神元、字寺尾田、字樋詰及び字大水口の各一部 | 同 上 | 同 |
| 上沖地区 | たつの市誉田町上沖字三反田、字大町、字七右衛門田掛り及び字五反田の各一部 | 同 上 | 同 |
| | | | |

| | | | |
|-------|--|-----|---|
| 長真地区 | たつの市誉田町長真字東前田、字六反田、字東大町及び字西前田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 下沖地区 | たつの市誉田町下沖字道添、字円區、字堂近、字上垣内、字下垣内、字久保及び字三條河原の各一部 | 同 上 | 同 |
| 片吹地区 | たつの市誉田町片吹字丁田、字中ノ森、字栗坪、字戌亥角、字村東、字久保、字岸ノ上及び字岸ノ下の各一部 | 同 上 | 同 |
| 井上地区 | たつの市誉田町井上字沖代、字ゴセガ坪、字西垣内、字藤田、字沖ノ元、字岩山及び字前田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 福田地区 | たつの市誉田町福田字壹町田、字片岡、字小川原、字嶽ヶ端、字松ノ内、字前田、字谷口、字尾狭、字天神及び字大津庵の各一部 | 同 上 | 同 |
| 内山地区 | たつの市誉田町内山字山西、字山鼻、字アミヤ田、字笹山田、字王子ヶ谷、字池ノ下、字ドウカ谷及び字小松ノ元の各一部 | 同 上 | 同 |
| 筒井地区 | たつの市神岡町筒井字北芋、字茶ノ木畑ヶ、字東畑ヶ、字垣ノ内、字久保田及び字梅ノ木の各一部 | 同 上 | 同 |
| 上横内地区 | たつの市神岡町上横内字寺ノ内、字弓田、字川原、字長田、字久保田、字柿木筋及び字三反田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 西鳥井地区 | たつの市神岡町西鳥井字村裏、字茶園、字村前、字中川原及び字往来ノ下の各一部 | 同 上 | 同 |
| 横内地区 | たつの市神岡町横内字西願、字村境、字寺開、字道ノ下、字鍛冶屋田、字久保田及び字川原田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 北横内地区 | たつの市神岡町北横内字木瓜原及び字河原の各一部 | 同 上 | 同 |
| 奥村地区 | たつの市神岡町奥村字村西田及び字畑ヶ田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 西横内地区 | たつの市神岡町西横内字三味橋、字村西、字村屋敷、字梨ノ木田、字黒田、字山鼻、字八反町、字荒神田及び字澤田境の各一部 | 同 上 | 同 |
| 大住寺地区 | たつの市神岡町大住寺字大源寺西、字西大源寺、字中大源寺、字大源寺東、字小山、字田河原、字裏山、字山ノ前、字奈良谷、字諏訪ノ前、字今宮及び字本郷寺の各一部 | 同 上 | 同 |

| | | | |
|-------|--|-----|---|
| 東鶯崎地区 | たつの市神岡町東鶯崎字西出子、字東出子、字伯母端、字殿垣内、字門田、字鍵田、字萬行及び字小那田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 沢田地区 | たつの市神岡町沢田字宮ノ前、字上与、字中与及び字下与の各一部 | 同 上 | 同 |
| 入野地区 | たつの市神岡町入野字井口、字峠、字殿岡山、字宮垣内、字丁田、字出張、字大開、字南山、字森ノ木、字道心及び字淵ノ元の各一部 | 同 上 | 同 |
| 寄井地区 | たつの市神岡町寄井字北角、字村中筋、字胡麻田、字出張、字西田、字東殿岡、字藤山、字南山、字中筋及び字瀧ノ下の各一部 | 同 上 | 同 |
| 田中地区 | たつの市神岡町田中字北川原、字大開、字古瀬垣内、字荒神畑、字田淵、字道信、字岸下、字押水、字後新田、字這上り、字山田、字尾ノ崎及び字山ハタの各一部 | 同 上 | 同 |
| 追分地区 | たつの市神岡町追分字東山、字大谷口、字箱谷、字上懸り、字村西、字檻、字屋敷、字前田、字茶山及び字鶉谷の各一部 | 同 上 | 同 |
| 野部地区 | たつの市神岡町野部字西松、字四十四代、字中ノ口、字往來ノ上、字玉川原、字横内、字茶園、字往來ノ下、字河原垣内、字高尾、字村前、字悪田、字山田及び字村北の各一部 | 同 上 | 同 |
| 半田地区 | たつの市揖保川町半田字堂ノ前、字地獄町、字梅ノ木、字實入、字楠、字横辻、字長田、字中町屋、字上楠、字中下川原、字東川原、字東町屋、字椿、字新田、字西町屋、字辻姫、字田淵原及び字前田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 野田地区 | たつの市揖保川町野田字菜洗場、字寺ノ東、字高畑ヶ、字前河原、字田中、字六反田、字西谷、字宮ノ前及び字丁満の各一部 | 同 上 | 同 |
| 新在家地区 | たつの市揖保川町新在家字古屋敷、字辻ノ内、字岸之上、字石原、字横田、字岡池、字惣屋敷、字堂垣内及び字下畑の各一部 | 同 上 | 同 |
| 養久地区 | たつの市揖保川町養久字此ノ下、字下瓜、字堂田、字深田、字村中、字蓮部山及び字谷の各一部 | 同 上 | 同 |
| 本條地区 | たつの市揖保川町本條字塚ノ本、字蓮部、字川田及び字二丁田の各一部 | 同 上 | 同 |

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| 二塚地区 | たつの市揖保川町二塚字紺屋谷、字大上金、字北畑、字鳥阪、字山田、字廻リコタ、字立見、字馬杭、字山崎、字水谷、字下竹原及び字深田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 片島地区 | たつの市揖保川町片島字塚本、字上海元、字中西町、字田淵、字西土井、字長藪、字大福寺、字西出口、字出口、字下海元、字蛭田、字岩田及び字大目の各一部 | 同 上 | 同 |
| 正條地区 | たつの市揖保川町正條字腰ヶ坪、字横越、字桧皮田及び字山王の各一部 | 同 上 | 同 |
| 山津屋地区 | たつの市揖保川町山津屋字苗代、字東垣内、字西垣内及び字和佐田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 黍田地区 | たつの市揖保川町黍田字道ノ下、字前田、字六反田、字川原、字向苗代、字西向畑、字井ノ元、字坂ノ元、字北畑、字ヲク池ノ下及び字廣畑の各一部 | 同 上 | 同 |
| 原地区 | たつの市揖保川町原字高芝、字千本、字高畑、字中町、字西町、字堂田、字縄手ノ上、字田灘、字縄手ノ下、字東町、字東山下、字新溝、字八ヶ坪、字佛谷及び字荒神の各一部 | 同 上 | 同 |
| 大門地区 | たつの市揖保川町大門字川ノ上、字西ノ坊、字池ノ坊、字宝積坊、字若宮、字前田及び字池田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 神戸北山地区 | たつの市揖保川町神戸北山字岸ノ下、字竹ノ下及び字道上下の各一部 | 同 上 | 同 |
| 馬場地区 | たつの市揖保川町馬場字堂ヶ鼻、字北山、字黒屎、字村中北、字北ノ田、字前田、字村南、字河原及び字東ラの各一部 | 同 上 | 同 |
| 金剛山地区 | たつの市揖保川町金剛山字札場前、字西澤、字大畑、字宮ノ前、字瀧ノ前及び字黒岩の各一部 | 同 上 | 同 |
| 浦部地区 | たつの市揖保川町浦部字上狭間、字梶田、字堀田、字瀧、字鶴野目、字西羅田、字下狭間及び字屋敷田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 袋尻地区 | たつの市揖保川町袋尻字五反田、字大畑ヶ、字カワヤ、字大ヒノ下、字カワヤ前、字横田、字山ヶ鼻、字大久保浦、字大久保東、字砂田、字万所垣内、字清水浦、字大久保、字上ノ谷、字岩駒、字池ノ元、字谷山、字邨ノ浦、字邨ノ西、字邨ノ前、字ハサマ、字垣内、字東垣内、字泉水田、字清水前及び字カワヤ後の各一部 | 同 上 | 同 |

| | | | |
|------|--|-----|---|
| 市場地区 | たつの市揖保川町市場字前田、字新開、字久保、字五軒屋、字西開、字茶ノ木、字構、字上河原及び字平田の各一部 | 同 上 | 同 |
|------|--|-----|---|

(別図は省略し、その関係図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室及びたつの市都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第24号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第5項において準用する同条例第5条第8項の規定により、告示する。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 特別指定区域 | 予定建築物等の用途 | 指定年月日 |
|-------|---|-----------|-----------|
| 山国地区 | 加東市山国字前ヶ谷、字東原、字南中谷、字小山、字ヲタンバ、字本手塚、字東野、字ババ、字ハコキ及び字ノ田の各一部 | 別図のとおり | 平成22年1月8日 |
| 松尾地区 | 加東市松尾字土井ノ下、字野カヤ、字山ノ内、字山西、字下土井ノ下、字井ノ谷ノ内及び字長燈籠の各一部 | 同 上 | 同 |
| 出水地区 | 加東市出水字神田、字芦原、字前田、字前ノカチ、字井ノ尻、字竹ノ下、字南古河、字北西ノカチ、字南西ノカチ及び字岸ノ下の各一部 | 同 上 | 同 |
| 田中地区 | 加東市田中字中才、字竹ノ下、字杉ノ本、字起田、字狐田、字蓼原、字清水ノ本、字中之坪、字北中才、字上松、字池田、字六貫田、字堀ノ本、字堂開地、字瀬イ根及び字梨子ノ本の各一部 | 同 上 | 同 |
| 鳥居地区 | 加東市鳥居字松ヶ鼻、字前之笠、字三明、字清水、字狹子及び字操嶋の各一部 | 同 上 | 同 |
| 貝原地区 | 加東市貝原字苗代、字南垣内、字居垣内、字溝向へ、字中垣内及び字町田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 野村地区 | 加東市野村字鎌田カチ、字藪下、字屋敷、字権宮、字未道、字前、字大歳前、字與門場、字出口、字釜土、字フロ、字鍛冶前、字内町、字溝コ久語、字北條、字神子ノ芝、字柿ノ木、字船戸カチ、字川ノ上及び字若宮の各一部 | 同 上 | 同 |
| 西垂水地区 | 加東市西垂水字観音寺、字津久田、字北安、字村相及び字屋加之上の各一部 | 同 上 | 同 |
| | | | |

| | | | |
|-------|---|-----|---|
| 窪田地区 | 加東市窪田字家長、字上ノ池、字前田、字池町及び字ヤカノ池の各一部 | 同 上 | 同 |
| 家原地区 | 加東市家原字内カイチ、字御霊、字池ノ内、字中ノ堂、字大將軍、字大坪、字庄幸、字堂ノ東、字堂ノ本、字南田、字落雲、字岸ノ上、字下河原及び字八幡の各一部 | 同 上 | 同 |
| 梶原地区 | 加東市梶原字前垣、字大道、字裏垣及び字御墓の各一部 | 同 上 | 同 |
| 沢部地区 | 加東市沢部字尼ケ池下、字北山、字ハザコ、字北大才、字片山、字南開地、字弥谷尻、字塩カラ、字依国谷、字下芝開地、字橋詰、字アミダノ下、字北開地、字西開地、字置土井、字大坪、字垣塚、字村前、字前出口及び字戸井ノ内の各一部 | 同 上 | 同 |
| 福吉地区 | 加東市福吉字東幸田、字西幸田、字東村間、字村前、字西村間及び字下三代坊の各一部 | 同 上 | 同 |
| 上田地区 | 加東市上田字鳥木、字東カジロ、字梶ノ本、字上石、字中才、字八幡ノ本、字坪井、字手柄、字座當、字東ゴ、字馬渡り、字カジロ、字高町、字稲次、字行長、字田井中、字ミソコ、字八王寺、字中條、字馬場、字宮ノ下、字城ノ本及び字大西の各一部 | 同 上 | 同 |
| 大門地区 | 加東市大門字平松、字中ノ垣内、字川ノ上、字中野、字堂ノ垣内、字三草田、字松ケ本、字大塚、字北池ノ尻、字ハタホコ、字大芝、字久ドノ木、字中田、字北畑ケ、字西浦及び字居垣内の各一部 | 同 上 | 同 |
| 西古瀬地区 | 加東市西古瀬字大年の西、字大年の前、字中曾根、字辻ノ東、字辻ノカチ、字辻ノ南、字フジ坂、字イノ坂上、字竹ノ前、字堂ノ前、字末広、字東門、字イノ坂下、字松ケ崎、字南ノ上、字畑ケ田、字道バタ、字郷之端、字橋之本、字郷ノ元、字梁ノ上及び字石ノ戸の各一部 | 同 上 | 同 |
| 中古瀬地区 | 加東市中古瀬字居ガイチ、字谷田、字堂ノ後、字北門、字村西、字岡ノ花、字林崎、字小池及び字柚ノ木の各一部 | 同 上 | 同 |
| 東古瀬地区 | 加東市東古瀬字中入、字ハダコ、字東畑、字長筈、字松ノ谷、字石橋、字江戸、字正前、字宿田、字太中、字鴨原、字竹ノ下、字東買元、字埜添、字宝田、字蔵ノ坪及び字中ノ坪の各一部 | 同 上 | 同 |

| | | | |
|-------|--|-----|---|
| 屋度地区 | 加東市屋度字ネギ、字家ノ西、字無セノ本、字内田、字大年ノ東、字東カイ本、字大縄場、字小芝、字姥ケ上、字家ノ下、字田中谷、字西垣内及び字ヒョウの各一部 | 同 上 | 同 |
| 東実地区 | 加東市東実字中ノ東、字内山、字北山、字宮ノ西、字前カチ、字北カチ、字池ノ内、字大辻、字西ノ前、字五良塚、字備中坂ノ北、字新田、字松本、字西山及び字大カチの各一部 | 同 上 | 同 |
| 上久米地区 | 加東市上久米字大年ノ下、字佃田、字寺ノ下、字ヨキ峠、字中所、字岩ケ下、字池ノ尻、字シブレ、字北小谷、字木谷、字横田、字谷田、字中畑、字少分谷及び字北山の各一部 | 同 上 | 同 |
| 下久米地区 | 加東市下久米字鹿野、字田中、字下川原、字下田、字キシ本、字中曾根、字谷、字大谷、字山崎、字ヒノ口、字宮ノ下、字オノ田、字菅谷及び字片山の各一部 | 同 上 | 同 |
| 久米地区 | 加東市久米字講田、字前谷、字清水、字腰前、字鐘搗、字友草、字砂田、字高井、字大垣内、字並田及び字中山の各一部 | 同 上 | 同 |
| 上三草地区 | 加東市上三草字陣屋、字川ハタ、字鳥居の本、字寺ノ垣内、字松村、字木戸、字権田、字梶谷、字善尾寺、字神町、字城根、字歳ノ神、字米山口、字池ノ尻、字大年ノ下、字宮ノ下及び字深田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 下三草地区 | 加東市下三草字茶屋ノ前、字七尺田、字門ノ坪、字堂ノ前、字川ノ上及び字北カチの各一部 | 同 上 | 同 |
| 木梨地区 | 加東市木梨字向井田、字馬渡り、字西原、字南原、字中原及び字大井恋口の各一部 | 同 上 | 同 |
| 藤田地区 | 加東市藤田字下カイチ、字藪下、字カイチ及び字出口の各一部 | 同 上 | 同 |
| 牧野地区 | 加東市牧野字前カチ、字赤田、字中ノカチ、字ホソド、字中ソネ及び字沢の各一部 | 同 上 | 同 |
| 吉馬地区 | 加東市吉馬字ココキノ上、字行人塚、字尾通り、字中島、字池下、字村西、字居カチ、字宮ノ下及び字小丸山の各一部 | 同 上 | 同 |
| 光明寺地区 | 加東市光明寺字カヤジリ、字東明谷、字西明谷及び字中田の各一部 | 同 上 | 同 |
| 上滝野地区 | 加東市上滝野字宮ノ前、字西野、字宮ノ上及び字小滝の各一部 | 同 上 | 同 |

| | | | |
|-------|--|-----|---|
| 河高地区 | 加東市河高字浦山、字山中、字中条、字前田、字溝ノ上、字片山、字西ノ前の各一部 | 同 上 | 同 |
| 高岡地区 | 加東市高岡字坂ノ上、字順礼道、字南青ノ山、字青ノ山、字庚申前、字道池北、字庚申裏、字別府道、字北条道、字市坂、字富家道、字山裏道北、字大谷東、字両平池、字弁才天、字赤山、字北中山及び字中山の各一部 | 同 上 | 同 |
| 穂積地区 | 加東市穂積字松ノ上、字内町、字堀池、字下屋敷、字山際、字高町、字岩見方及び字廿ヶ坪の各一部 | 同 上 | 同 |
| 稲尾地区 | 加東市稲尾字天満尾、字中嶋、字赤ハゲ及び字東尾崎の各一部 | 同 上 | 同 |
| 曾我地区 | 加東市曾我字六蔵、字辻ノ内、字池田、字出口、字蒲田、字山ノ下、字四ツ石及び字北四ツ石の各一部 | 同 上 | 同 |
| 多井田地区 | 加東市多井田字キタン田、字畑ヶ田、字滝ノ上、字東沢、字向山、字上ノカチ、字鯛ノ山及び字蜷子ノ谷の各一部 | 同 上 | 同 |

(別図は省略し、その関係図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室及び加東市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成21年12月21日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ふたば

イ 代表者の氏名 中本 正

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区駒ヶ林町3丁目4番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、旧二葉小学校を中心に、周辺の市民に対して、地域の資源や特性を活かしながら、下町の優しさとぬくもりを継承するための事業を行い、にぎわいがある地域づくりに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成21年12月21日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人美和の郷とんぼり

イ 代表者の氏名 木下 政夫

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市市島町酒梨199番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、歴史と文化と自然環境豊かな美和地域において、ギャラリー・サロンと各種文化教室運営、地域住民主体のイベント・フェスティバル開催と参加協力と世代間交流、地産地消促進のための特産品の普及啓発と提供に関する事業を行い、多世代の人たちと共に交流を深めながら、ここ奥丹波の郷に人と自然の交流の郷の実現を目指して、キラリと光るまちづくりの推進と発展に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請のあった年月日 平成21年12月21日
- 2 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人日本腹膜透析研究会
- (2) 代表者の氏名 内 藤 秀 宗
- (3) 主たる事務所の所在地 神戸市中央区生田町1丁目4番20号 新神戸ビルディング302
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して腎不全や腹膜透析療法に関する診療・研究の進歩、発展、ならびに普及に関する事業を行い医学医療の増進並びに学術文化の発展と国民の福祉に寄与することを目的とする。



ひょうご県民ボランティア活動賞表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第11号の規定により、平成21年12月13日に次の者を表彰した。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 池 田 政 隆
- (2) 住 所 高砂市
- (3) 功績内容 スポーツ指導や、スポーツを通じた交流やグラウンド等の清掃活動を行っている。
- 2 (1) 氏 名 岩 薨 朋 子
- (2) 住 所 相生市
- (3) 功績内容 生活習慣病予防教室や親子食育教室などの食育・食生活改善の普及啓発活動を行っている。
- 3 (1) 氏 名 榎 本 茂
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 森林・林業教育協力員として、森林環境教育の推進や、里山林での森林整備活動を実施している。
- 4 (1) 氏 名 奥 西 良 行
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 駅南地域ふれあい会駅南交番班長として、ひったくり被害の防止や子供の登下校時の見守り等の地域安全活動を行っている。
- 5 (1) 氏 名 奥 林 勝
- 奥 林 春 子
- (2) 住 所 佐用郡佐用町
- (3) 功績内容 児童養護施設入所中の児童を年末年始に預かる正月短期里子活動を行っている。
- 6 (1) 氏 名 川 口 睦 子
- (2) 住 所 洲本市

- (3) 功績内容 栄養士の資格を生かし、地産地消を基にした料理教室や、栄養指導に取り組んでいる。
- 7(1) 氏 名 NGUYEN VIET DAN
(2) 住 所 姫路市
(3) 功績内容 ベトナム語相談員として相談に応じたり、ベトナム人の子どもたちの学習指導・進路指導を行っている。
- 8(1) 氏 名 清 水 一
(2) 住 所 相生市
(3) 功績内容 障害者の交流会の場等で、聴覚障害者への要約筆記ボランティアを行っている。
- 9(1) 氏 名 高 井 典 子
(2) 住 所 加西市
(3) 功績内容 要援護高齢者世帯及び一人暮らし高齢者への給食サービスで、調理ボランティア活動を行っている。
- 10(1) 氏 名 高 畑 智 子
(2) 住 所 相生市
(3) 功績内容 看護師の資格を生かした高齢者への健康相談を行っている。
- 11(1) 氏 名 橘 洋 子
(2) 住 所 加古川市
(3) 功績内容 視覚障害者へ朗読ボランティア活動やオリジナルカセットテープの編集作業を行っている。
- 12(1) 氏 名 田 中 俊 子
(2) 住 所 小野市
(3) 功績内容 一人暮らし高齢者への配食や、精神障害者等への交流・支援活動を行っている。
- 13(1) 氏 名 常 石 瞳
(2) 住 所 丹波市
(3) 功績内容 施設入居者や、ふれあいいきいきサロンでのレクリエーション交流や、高齢者お昼のつどいボランティアなどの地域福祉活動を行っている。
- 14(1) 氏 名 中 嶋 準二郎
(2) 住 所 豊岡市
(3) 功績内容 小学生を対象とした音楽隊を創設し、音楽を通じて、福祉施設や老人施設訪問活動を行っている。
- 15(1) 氏 名 福 手 と も
(2) 住 所 芦屋市
(3) 功績内容 施設利用者への個性を大切に生花指導を行っている。
- 16(1) 氏 名 村 上 千 壽
(2) 住 所 姫路市
(3) 功績内容 青少年活動に取り組みやすいところ豊かな人づくり500人委員中播磨OB会として、ネットワークづくりに役立つシステムの構築やノウハウの伝授を行っている。
- 17(1) 氏 名 森 園 子
(2) 住 所 加古川市
(3) 功績内容 福祉施設利用者の作業準備補助や外出介助活動を行っている。
- 18(1) 氏 名 藪 根 隆 美
(2) 住 所 西脇市
(3) 功績内容 手作りの杖の寄贈や幼稚園での餅つきボランティア活動を行っている。
- 19(1) 氏 名 横 江 陽 子
(2) 住 所 伊丹市
(3) 功績内容 食育事業等の様々な食生活改善活動や地域の大人と子どもの世代間交流等の活動を行っている。
- 20(1) 氏 名 吉 岡 芳 子
(2) 住 所 加古郡稲美町
(3) 功績内容 ハンディがある方への車イス・作業介助や、季節の行事を取り入れた機能訓練等に取り組んでいる。

- 21(1) 名称 NPOひょうご思春期ピアカウンセリング研究会
(2) 住所 神戸市西区
(3) 功績内容 思春期の若者に対する、学生が行うピアカウンセリングの実施や、思春期保健対策の啓発を行っている。
- 22(1) 名称 岡の上つくし会
(2) 住所 明石市
(3) 功績内容 ひとり暮らし高齢者や要援護者の友愛訪問や、季節行事を通じた地域高齢者との交流活動を行っている。
- 23(1) 名称 おたまじゃくし文庫
(2) 住所 宝塚市
(3) 功績内容 布で手作りした絵本や遊具の貸出しと絵本展や講習を行っている。
- 24(1) 名称 「おもちゃ病院」
(2) 住所 姫路市
(3) 功績内容 県立姫路工業高等学校の機械科の生徒が幼稚園などからおもちゃや一輪車・木工製品などを預かり、修理する活動を行っている。
- 25(1) 名称 加古川交通安全協会婦人部
(2) 住所 加古川市
(3) 功績内容 幼児及び高齢者に対する交通安全教室の開催等の交通安全活動による交通道德高揚の啓蒙活動を行っている。
- 26(1) 名称 加古川朗読ボランティア ほほえみ
(2) 住所 加古川市
(3) 功績内容 視覚障害者への交流・介助や、朗読カセット・CDの作成をしている。
- 27(1) 名称 春日エコの会
(2) 住所 丹波市
(3) 功績内容 廃食油を回収し、リサイクル石けんをつくり、環境保全活動を行っている。
- 28(1) 名称 カネカ労働組合高砂支部
(2) 住所 高砂市
(3) 功績内容 米づくりなどの農業体験を通じて、障害者等とのふれあい・交流事業を実施している。
- 29(1) 名称 神河町歴史観光ガイドグループ
(2) 住所 神崎郡神河町
(3) 功績内容 地域の歴史観光ガイド活動や、歴史案内パンフレット作成に積極的に取り組まれている。
- 30(1) 名称 上新庄ふれあいサロンやまびこ
(2) 住所 丹波市
(3) 功績内容 地域住民を対象にした交流会や高齢者への昼食配達活動を行っている。
- 31(1) 名称 県立西脇高等学校インターアクトクラブ
(2) 住所 西脇市
(3) 功績内容 部員達でのイベントの企画・実行や、清掃活動・福祉施設での交流を行っている。
- 32(1) 名称 考古博物館支援ボランティアグループ考古楽倶楽部
(2) 住所 加古郡播磨町
(3) 功績内容 考古学の成果を生かした学校教育支援・社会教育施設連携・考古博物館支援活動を行っている。
- 33(1) 名称 声のかけ橋
(2) 住所 明石市
(3) 功績内容 朗読活動を通じて視覚障害者のための朗読や子ども読書推進のための読み聞かせ等の実践に取り組んでいる。
- 34(1) 名称 コスモス配送グループ
(2) 住所 篠山市
(3) 功績内容 一人暮らし高齢者や、重度身体障害者等を対象とした給食の配送活動を行っている。
- 35(1) 名称 サークル点友
(2) 住所 赤穂郡上郡町

私立専修学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の廃止を平成21年11月30日に認可した。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 位 置 | 設 置 者 | 廃止年月日 |
|------------|---------------------|------------|-------------|
| 頌栄人間福祉専門学校 | 神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目32番20号 | 学校法人頌栄保育学院 | 平成21年11月30日 |



私立専修学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の廃止を平成21年12月16日に認可した。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 位 置 | 設 置 者 | 廃止年月日 |
|----------------|--------------|------------|-------------|
| 兵庫医科大学附属看護専門学校 | 西宮市武庫川町4番11号 | 学校法人兵庫医科大学 | 平成21年12月16日 |



私立専修学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の廃止を平成21年12月18日に認可した。

平成22年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 位 置 | 設 置 者 | 廃止年月日 |
|------------|-----------------|----------------|------------|
| 神戸介護福祉専門学校 | 神戸市灘区楠丘町5丁目6番1号 | 学校法人スマイル・アカデミー | 平成22年3月31日 |

企 業 庁 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年1月8日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 杉 島 満

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所多田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 15,216,000kWh
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
平成22年4月1日（木）から平成23年3月31日（木）まで

(4) 履行場所

川西市多田院字巖険6-3 多田浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日から開札日までの期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っているものであること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成22年1月8日（金）から同年2月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所

〒666-0126 川西市多田院字巖険6-3
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所
電話（072）799-2071

4 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成22年1月8日（金）から同月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁管理局水道課
電話（078）341-7711 内線 5438

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び競争参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成22年1月12日（火）から同月25日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成22年2月17日（水）午前10時から
場所 兵庫県庁西館5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成22年2月16日（火）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年2月15日（月）の午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成22年1月25日（月）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成22年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のし

た入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 問い合わせ先

上記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Mitsuru Sugishima, Director of Inagawa Waterworks Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature of the products to be purchased:

Electricity to be used in Inagawa Waterworks Office (Tada Water Purification Plant)

(3) Delivery period: From April 1, 2010 to March 31, 2011

(4) Delivery place:

Inagawa Waterworks Office (Tada Water Purification Plant)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 January 25, 2010

(6) Deadline for tender:

10:00 February 17, 2010 by direct delivery,

17:00 February 16, 2010 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Miyagawa, Inagawa Waterworks Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government 6-3, Aza-Gake, Tadain, Kawanishi-City 666-0126
TEL (072) 799-2071



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年1月8日

契約担当者

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所長 横山 正雄

1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所三田浄水場で使用する電気

予定使用電力量 7,993,988kWh

- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
 - (3) 履行期間
平成22年4月1日（木）から平成23年3月31日（木）まで
 - (4) 履行場所
三田市西野上字上通り152番地 三田浄水場
- 2 一般競争入札参加資格
- 本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日から開札日までの期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っているものであること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
- 電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
平成22年1月8日（金）から同年2月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 閲覧場所
〒669-1314 三田市西野上字上通り152番地
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所
電話（079）567-1663
- 4 入札説明書の交付期間及び場所
- (1) 交付期間
平成22年1月8日（金）から同月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁管理局水道課
電話（078）341-7711 内線 5438
- 5 入札参加の手続
- この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び競争参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間
平成22年1月12日（火）から同月25日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出場所
上記4(2)に同じ。
- 6 入札手続等
- (1) 入札、開札の日時及び場所
日時 平成22年2月17日（水）午前10時30分から

場所 兵庫県庁西館5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成22年2月16日（火）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年2月15日（月）の午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成22年1月25日（月）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成22年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 問い合わせ先

上記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Masao Yokoyama, Director of Hokusetsu Waterworks Office, Public Enterprises Agency,
Hyogo Prefectural Government

(2) Nature of the products to be purchased:

Electricity to be used in Hokusetsu Waterworks Office(Sanda Water Purification Plant)

(3) Delivery period: From April 1, 2010 to March 31, 2011

(4) Delivery places:

Hokusetsu Waterworks Office(Sanda Water Purification Plant)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 January 25, 2010

(6) Deadline for tender:

10:30 February 17, 2010 by direct delivery,

17:00 February 16, 2010 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Imamura, Hokusetsu Waterworks Office, Public Enterprises Agency,

Hyogo Prefectural Government 152, Aza-Kami-dori, Nishinogami, Sanda-City 669-1314

TEL (079)567-1663

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年1月8日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 西川 孝 晴

## 1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量  
兵庫県東播磨利水事務所神出浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 5,800,000kWh
- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
平成22年4月1日（木）から平成23年3月31日（木）まで
- (4) 履行場所  
神戸市西区神出町田井字長原3番1号 神出浄水場

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日から開札日までの期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っているものであること。

## 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間  
平成22年1月8日（金）から同年2月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 閲覧場所  
〒651-2313 神戸市西区神出町田井字長原3番1号  
兵庫県企業庁東播磨利水事務所  
電話（078）965-2050

## 4 入札説明書の交付期間及び場所

- (1) 交付期間  
平成22年1月8日（金）から同月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 交付場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁管理局水道課  
電話（078）341-7711 内線 5438

## 5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び競争参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間  
平成22年1月12日（火）から同月25日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出場所

上記4(2)と同じ。

## 6 入札手続等

### (1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成22年2月17日(水) 午前11時から

場所 兵庫県庁西館5階会議室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

### (2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成22年2月16日(火)午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

### (3) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年2月15日(月)の午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

### (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

### (5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成22年1月25日(月)午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

### (6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成22年4月1日)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 問い合わせ先

上記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Takaharu Nishikawa, Director of Higashi-Harima Water Utilization Office,  
Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature of the products to be purchased:

Electricity to be used in Higashi-Harima Water Utilization Office (Kande Water Purification Plant)

(3) Delivery period: From April 1, 2010 to March 31, 2011

(4) Delivery places:

Higashi-Harima Water Utilization Office (Kande Water Purification Plant)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 January 25, 2010

(6) Deadline for tender:

11:00 February 17, 2010 by direct delivery,

17:00 February 16, 2010 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Sato, Higashi-Harima Water Utilization Office, Public Enterprises Agency,

Hyogo Prefectural Government 3-1, Aza-Nagahara, Tai, Kande-Cho, Nishi-Ku, Kobe-City 651-2313

TEL (078)965-2050

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年1月8日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 西川 孝 晴

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県東播磨利水事務所 加古川工業用水道管理所で使用する電気
予定使用電力量 5,039,000kWh
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
平成22年4月1日（木）から平成23年3月31日（木）まで
- (4) 履行場所
加古川市平荘町養老656 加古川工業用水道管理所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日から開札日までの期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っているものであること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間
平成22年1月8日（金）から同年2月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 閲覧場所
〒651-2313 神戸市西区神出町田井字長原3番1号
兵庫県企業庁東播磨利水事務所
電話（078）965-2050

4 入札説明書の交付期間及び場所

- (1) 交付期間
平成22年1月8日（金）から同月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁管理局水道課
電話（078）341-7711 内線 5438

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び競争参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成22年1月12日（火）から同月25日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成22年2月17日（水）午前11時30分から

場所 兵庫県庁西館5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成22年2月16日（火）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年2月15日（月）の午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成22年1月25日（月）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成22年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 問い合わせ先

上記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Takaharu Nishikawa, Director of Higashi-Harima Water Utilization Office,
Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature of the products to be purchased:

Electricity to be used in Industrial Waterworks Office of Kakogawa

(3) Delivery period: From April 1, 2010 to March 31, 2011

(4) Delivery places:

Industrial Waterworks Office of Kakogawa

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 January 25, 2010

(6) Deadline for tender:

11:30 February 17, 2010 by direct delivery,

17:00 February 16, 2010 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Sato, Higashi-Harima Water Utilization Office, Public Enterprises Agency,
Hyogo Prefectural Government 3-1, Aza-Nagahara, Tai, Kande-Cho, Nishi-Ku, Kobe-City 651-2313
TEL (078)965-2050

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年1月8日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

Cアーム型診断用デジタルX線透視装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成22年3月31日(木)

(4) 履行場所

県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県病院局企画課 担当 丸山

電話 (078) 341-7711 内線 3475

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成22年1月8日(金)から同月22日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成22年2月19日(金) 午前9時40分 兵庫県庁西館1階大入札室

(4) 入札書の受領期限

上記(3)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成22年2月18日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札参加のため必要な入札保証金は、年間の契約希望金額(入札書記載金額の100分の105の金額)の100分の5以上とし、入札説明書で定める方法により納付すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて平成22年1月20日(水)午後4時までに提出すること。

(3) 契約保証金

落札者に必要となる契約保証金は、年間の契約金額の100分の10以上とし、入札説明書で定める方法により納付すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札所で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成21年12月21日(月)午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 契約担当者から開札日の前日までの間において提出書類に関して説明を求められた場合は、それに速やかに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成22年2月26日(金))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ、又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であつて、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Dr. Maeda, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
X-Ray Digital TV System 1set
- (3) Delivery period: March 31, 2010
- (4) Delivery place:
Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 January 22, 2010
- (6) Deadline for tender:
17:00 February 18, 2010 by mail
9:40 February 19, 2010 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:
Mr. Maruyama, Policy Planning Division, Prefectural Hospital Agency,
Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 3475